

天保二年四月  
多賀郡川尻村五十集定及び  
面付



本文の一部

凡例

本史料は川尻蛭田家文書9（日立市郷土博物館収蔵）を翻刻したものである。史料の形態は横帳である。

本史料は天保二年（一八三二）四月に成立した川尻村における魚の仲買人仲間である五十集の規定及び仲買人株所持者の名簿である。なおそれ以降の株所持者の変更が慶応三年（一八六七）まで書き加えられている。

翻刻にあたり次のように取り扱った。

- (一) 読点「、」並列点「・」は編者による。
- (二) 漢字は常用漢字を用いたが、一部正字用いた。
- (三) 使用した符号は次のとおり。
- (一) 編者による補足・註記「」表紙
- 判読できなかった文字
- (四) 助詞の者・而・茂・江・与は、漢字のまま文字を小さくして示した。
- (五) 合字の方はそのままに示した。

参考文献 『茨城県史料 近世社会経済編IV』収録「四五 天保二年

多賀郡川尻村五十集面附帳」と同一の史料で、今回の翻刻にあたり参照した。なお同書とは若干読みを異にする箇所があり、かつ史料形態にできるだけ即した形式をとった。

「(表紙)

天保二辛卯年

惣五十集面附帳

四月

」

川尻村

庄屋

共江

組頭

其村五十集共累年人数相過、数人之内二者不心得之者茂有之、漁物代金相滞、船主共及難儀候也二而文化二丑年主法相立、田畑請地共二見込五石以上耕作致候者ハ本札与唱、造荷勝手次第、右已下之者ハ半札与名附、横田附・振り売ニ限り、其節新規組入候者ハ長ク半札之筈取極メ候也、畢竟時勢ニより相定候事トハ相見江候得共、于今至り候而者公ならさる事も相見候ニ付往古ニ復、本札・半札之差別ハ相止、文政九戌年組入候者相除、残五十集百七拾六人ヲ以株式相定、后後船主共不及難儀ニ候様正路ニ売買可為致候、勿論右商ニ傾、農事ニ怠り、或者不心得之者於有之ハ屹度指留可申

候

但、株式相定候上者譲渡之儀ハ  
相對次第不苦候得共、居屋鋪  
持高無之者江譲渡之義ハ不相  
成事ニ候、尤江戸出五十集之  
儀者只今迄村定之通居置、讓  
渡之儀ハ可為同断候

右之通自今以後村定相改、万端  
取締、未熟無之様五十集共江申  
付取扱可申事

天保二年卯三月

(改丁)

前件之通被仰付候条奉畏、以來  
未熟無之様売買可致候、尤五十  
集本札・半札与相訳、文化二丑  
年相渡置候処、此度本札・半札  
之差別相止候様 御達ニ付、書  
替百七拾六枚相渡申候、以後五  
十集株譲渡之儀者勝手次第第二被  
仰付候へ共、村役人江相届、双  
方證文取返之上相讓可申事

(改頁)



(改丁)

天保五年 午正月  
永代讓二成

喜之衛門 印  
庄 十

吉郎衛門 印

仁衛門 印

作兵衛 印

天保六年 未三月  
永代讓渡二成

庄助事  
彦兵衛 印  
富衛門

藤兵衛 印

天保三辰 十二月  
永代讓

吉左衛門 印  
茂兵衛

平左衛門 印

長兵衛 印

市郎衛門 印

利兵衛 印

弥兵衛 印

長衛門 印

平 蔵 印

半次衛門 印

介衛門 印

惣衛門 印

津衛門 印

弘化五年  
申正月永代讓

向山  
平衛門 印  
弟 弥 平 印

金左衛門 印

茂衛門 印

八治郎 印

慶応三年卯七月  
永代二讓

半平事  
要 介 印  
又叶 源 介 印  
政 吉 印

喜惣衛門 印

富三郎 印

才介事  
久重郎

治郎左衛門 印

向山  
五左衛門 印

長太夫 印

三郎平印

嘉吉印

天保十三年  
寅七月

五左衛門印  
勝衛門二成ル

忠兵衛事  
忠三郎印

善兵衛印

天保四巳十一月  
永代讓二成

重之衛門印  
利七

笥吉兵衛事  
吉郎治印

喜重印

天保六  
未六月 永代讓

富十印  
彦之丞印

仁兵衛印

銀治平印

清之允事  
佐十印

天保四年  
巳正月 永代讓

忠藏印  
彦左衛門印

天保七申十月  
永代讓二成

久兵衛印  
吉左衛門印

伝左衛門印

與兵衛印

天保六未十二月  
永代讓二成

久衛門印  
源七

金四郎印

武平次事  
文四郎印

治衛門印

武衛門印

天保七申十一月  
永代讓二成

弥五七印  
権重印

天保六年未二月  
永代讓渡二成ル  
角兵衛永代渡

武平次事  
権衛門印  
彦兵衛

金衛門印

佐五衛門印

伝衛門印

次八事  
治郎兵衛印

七衛門印

市郎兵衛印

茂七印

慶応元丑二  
嘉平次方永代二請取

彦市良印  
角兵衛印

六兵衛

笥  
嘉平治印

新藏印

藤左衛門印

弘化二巳八月  
永代讓二成ル  
同年同月政七方入

政七印  
政吉印

利左衛門印

新五衛門印

平治衛門印

繁衛門印

太衛門印

万衛門印

庄兵衛印

甚五衛門印

與四郎印

武太夫印

五郎衛門印

清兵衛印

彦衛門印

友七三郎事  
吉印

清六印

平之衛門印

清四郎印

治左衛門印

庄次衛門印

祐吉印

伝三郎印

善介十持  
重印

物治平東町  
惣兵衛事  
印

弥一衛門印

天保六年末三月

永代讓渡二成ル

慶応二年寅六月永代

嘉永元年  
申四月永代讓

源之衛門事  
要藏印  
權衛門  
久之衛門

武左衛門印

半治平藤二兵衛事  
印

七郎平印

天保二卯十月

讓二相成申候

惣兵衛北町  
五良左衛門印

彦兵衛国井  
印

与茂七印

儀兵衛印

左衛門印

祐藏印

林衛門印

半衛門印

天保三辰六月

永代讓二成

千五衛門印  
長治衛門

富吉藤二郎事  
印

宇平太印

与次兵衛印

武次衛門印

八郎衛門印

重衛門十衛門  
善四郎  
印

文平印

五郎兵衛印

源兵衛印

与市衛門印

弘化元年辰十二月  
永代讓二成ル

孫平印  
助三郎印

文左衛門印

与市兵衛印

宇平印

鴨重印

天保十亥八月  
永代讓二成

與惣兵衛印  
沢次郎

三郎衛門印

紋左衛門印

天保八酉  
永代讓二成ル

忠次平印  
吉郎左衛門

弘化三年午正月  
拾ヶ年有合

天保十三年  
寅六月五ヶ年  
有合

儀兵衛  
善次平事  
八印

政吉二成ル  
受人勘次郎

吉郎左衛門事  
要三郎印

治郎衛門事

天保七申十月  
永代讓二成

治郎平印  
勘次郎事  
勘之丞

利介印

天保八酉二月  
永代讓

与次平印  
七郎左衛門

善衛門印

吉郎平印

元治元年  
子四月永代讓

茂治衛門印  
仙五衛門

与次衛門

市左衛門印

天保八酉十一月  
永代讓り成

新三郎印  
銀藏

新五左衛門印

伊兵衛印

瀬兵衛印

弥平治印

元衛門印

庄衛門印

利衛門印

半五郎印

五三郎事  
林平印

林次平事  
喜三郎印

四郎治印

重之丞印

弘化四年未六月  
永代讓二成ル

天保六年未二月  
永代讓渡二成ル

元治元年  
子四月永代讓

天保十四卯四月  
永代讓二成  
天保五年正月  
永代讓二成

天保八酉二月  
永代讓

忠衛門印

太二衛門事  
太兵衛事

太吉印  
利三郎印

治兵衛印  
喜之衛門

太治衛門印

平三郎印  
惣次平分家  
弥兵衛

政七印  
藤治衛門印  
新次郎

清次平印

佐之衛門印

重兵衛印

李兵衛事  
空三郎印  
幸八

弥惣衛門印

治郎治印

介重印

銀衛門印

太郎平印

甚平印

兵次衛門印

勘七事  
勘治郎印

久衛門事  
恒吉印  
清五郎

天保十一子年  
永代讓二成ル  
慶応二年寅二月永代二成ル  
伝四郎  
慶応二年寅二月  
清五郎方永代二入ル  
伊十印

天保七申七月  
永代讓二成  
市郎平印  
嘉惣次

権兵衛印

惣左衛門印

五衛門印

与之衛門<sup>印</sup>

嘉永元年  
申五月永代譲り

政之丞<sup>印</sup>  
部衛門

吉郎兵衛事  
天保三辰ヨリ来ル  
午年迄十五ケ年  
清吉ニ成ル  
年季ニ有合  
慶応元丑六月永代ニ成、立仙江

慶応元丑六月  
清吉ヲ永代ニ譲リ成ル 立 仙

百七拾六人

(改丁)

文化九申十二月日

曲淵甲斐守様ヲ

下総国布佐村一件ニ付濱々江  
御判紙到来、江戸出生魚荷主  
共御呼出被仰附候節、諸入用  
指出候者以来江戸壳渡世可致  
様ニ村定相立置候処、此度御  
了簡之上江戸造荷五十集共之  
義者は迄村定之通居置、株式  
譲渡等之義ハ前件之通被仰附  
候間、以来江戸仲麻之者ども  
未熟無之様相心得、少茂船主  
共江難渋相掛間敷様正路ニ買  
引可致事

(改頁)

江戸五十集面附

長兵衛<sup>印</sup>

天保十五年  
辰十二月永代譲リ

彦左衛門ニ成ル  
平左衛門<sup>印</sup>

天保五年正月  
永代譲ニ成

喜之衛門<sup>印</sup>  
庄 十

庄兵衛<sup>印</sup>

半次衛門<sup>印</sup>

佐五衛門<sup>印</sup>

庄次衛門<sup>印</sup>

市郎衛門<sup>印</sup>

天保七申十一月  
永代譲ニ成

喜惣衛門<sup>印</sup>  
権 十<sup>印</sup>

彦衛門<sup>印</sup>

富三郎事  
平八郎<sup>印</sup>

吉郎衛門<sup>印</sup>

作兵衛<sup>印</sup>

利兵衛<sup>印</sup>

天保八酉十月  
永代譲渡ニ成  
請返ニ成ル

重衛門<sup>印</sup>  
善四郎  
十衛門

武平次事  
文四郎<sup>印</sup>

兵衛門事  
安兵衛ニ成ル  
長衛門<sup>印</sup>

天保六年末三月  
永代譲渡ニ成ル

彦兵衛<sup>印</sup>  
富衛門ニ成ル

忠三郎事  
忠兵衛<sup>印</sup>

七郎平<sup>印</sup>

弥兵衛事  
吉兵衛<sup>印</sup>

太次兵衛<sup>印</sup>

甚五衛門<sup>印</sup>

天保四巳十一月  
永代譲ニ成ル

重之衛門<sup>印</sup>  
利 七

藤次兵衛事  
半次郎事  
庄次郎<sup>印</sup>

清六事  
庄左衛門<sup>印</sup>

天保二 江戸株仕 儀衛門  
卯十一月譲ニ成 吉郎左衛門

與市衛門<sup>印</sup>

五郎衛門<sup>印</sup>

与茂七事  
與五左衛門<sup>印</sup>

東町  
惣兵衛<sup>印</sup>

津衛門<sup>印</sup>

政平事  
政 吉<sup>印</sup>

伝左衛門<sup>印</sup>

吉左衛門事  
吉衛門<sup>印</sup>

藤兵衛<sup>印</sup>

天保三辰十二月  
永代譲ニ成ル

吉左衛門事  
吉衛門<sup>印</sup>

茂兵衛ニ成ル

天保六年末三月  
永代譲渡ニ成ル  
慶応二年寅六月  
永代ニ成ル

要蔵事  
源之衛門<sup>印</sup>  
権衛門  
久之衛門  
政 七<sup>印</sup>

者不心得之者ハ札引揚、吃卜売  
買指留可申事  
天保二年  
卯四月

伊 兵 衛 門<sup>印</sup>

金左衛門事

天保八酉十一月  
永代譲り成

武 兵 衛 門<sup>印</sup>  
銀 蔵

東左衛門<sup>印</sup>

治郎左衛門<sup>印</sup>

天保七申十月  
永代譲ニ成ル

次郎平事  
治郎衛門<sup>印</sup>  
勘次郎事  
勘之丞<sup>印</sup>  
次郎兵衛事  
久 助<sup>印</sup>

人数合四拾四人

右当村中買五十集永代新規加入  
不相成、前書面附之者人数相  
極、五十集株式ニ被仰付候上者  
譲渡勝手次第ニ相成申候事、尤  
御田地出精之上中買可致候、若  
シ農事怠五十集渡世計ニ傾、或

庄屋  
彦 衛 門<sup>印</sup>  
舟庄屋  
治郎左衛門<sup>印</sup>  
組頭  
吉郎衛門<sup>印</sup>  
同  
金 衛 門<sup>印</sup>  
同  
藤 兵 衛 門<sup>印</sup>  
同  
富 衛 門<sup>印</sup>  
五十集頭  
恒 衛 門<sup>印</sup>  
同 兼帶  
富 衛 門<sup>印</sup>  
同  
五郎衛門<sup>印</sup>

制作 日立市の歴史点描

二〇二四年七月一日